

発議案第17号

地域医療を守るために緊急対策の実施を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月11日

八千代市議会議長 末永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	山口 勇
賛成者	八千代市議会議員	成田 忠志
	同	大塚 裕介
	同	立川 清英

## 提案理由

国に対し、地域医療を守るために緊急対策の実施を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 地域医療を守るために緊急対策の実施を求める意見書

厚生労働省の調査によれば、令和6年度決算で医業収支が赤字の施設の割合は、病院で6割、有床診療所で5割、無床診療所で4割となっている。医療機関の経営は極めて厳しい状況にあり、地域医療の最前線、最後のとりでを守るために、医療機関への支援は最優先で取り組まなければならない課題である。

特にへき地における医療、救急・小児・周産期等の不採算部門の医療、高度な医療などの重要な役割を担う公立・公的病院は厳しい経営を余儀なくされており、物価高騰の影響や人件費の増加などによって、より厳しい状況に置かれている。令和6年度の公立病院全体の経常収支は3,952億円の赤字であり、赤字幅は前年度から1,853億円拡大し、過去最大の赤字となっている。

また、医療従事者の確保も課題である。厚生労働省の調査では、医療、福祉の1人平均賃金の改定率は全産業の中で最も低く、賃上げに対応できなければ、医療機関が必要な人員を確保できなくなることが危惧される。

このような状況を放置すれば、必要な医療が提供できなくなり、守れるはずの命を守れなくなってしまうおそれがある。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を速やかに実施するよう強く求めるものである。

### 記

- 1 経営困難な医療機関への支援として、公立・公的病院、大学病院、民間等の病院に対しては病床単位での支援、診療所に対してはレセプト単位での支援を速やかに行うこと。また、医療従事者の処遇改善を行うこと。
- 2 医療機関の赤字の状況、物価高や人件費高騰に対応するため、次期診療報酬改定では上記1の内容を取り入れた上でプラス改定となるよう取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣總理大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様